

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 7 月 15 日（火）第3025号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 鳥獣保護区の変更（区域の拡張）に係る指針案の縦覧（自然保護課取扱い） 1
○鳥獣保護区特別保護地区の指針案の縦覧（自然保護課取扱い） 2

公 告

- 鳥獣保護区の変更（区域の拡張）及び鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の
開催公告（自然保護課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第774号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、昭和59年10月24日鹿児島県告示第1708号で指定した国割岳鳥獣保護区の変更（区域の拡張）をしたいので、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（7において「指針案」という。）を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 鳥獣保護区の名称
国割岳鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域
屋久島森林管理署管内国有林2林班い、い1、い2及びい3小班、同3林班い、い1、い2、い3、い4、ハ及びニ小班、同4林班い、い1、い2、い3、ろ、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、は1、は2、に及びに1小班並びに屋久島町所在民有林1林班ア準林班14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26及び35小班的区域
- 鳥獣保護区の存続期間
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで（10年間）
- 鳥獣保護区の保護に関する指針の案
 - 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地
 - 鳥獣保護区の変更（区域の拡張）の目的
当該区域は、屋久島の西部に位置し、針葉樹のスギ、モミ、ツガ、常緑広葉樹のイスノキ、スダジイ、マテバシイ、イヌガシ、サカキ、タイミンタチバナ、落葉広葉樹のオナガカエデ、エゴノキ、ヒメシャラなど、海岸に近い森林においてはガジュマル、アコウ、ウラジロエノキ、トベラ、ウバメガシ、シマイズセンリョウなど変化に富んだ林相となっており、ヤクシカ、ヤクシマザル、ヒヨドリ、カラスバト、ズアカアオバト、サンショウクイ、サンコウチョウ、キビタキ、ヒガラ、ヤマガラ、メジロ、カケスなど多様な鳥獣が生息している。このため、国有林及び民有林の林班を境界とする区域により鳥獣保護区を指定し、当該区域内に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図っているところであるが、当該区域の周辺地域についても、当該区域と同様の林相が広がり、多様な鳥獣が生息していることから、現在の鳥獣保護区の区域を拡張し、拡張後の区域内に生息する鳥獣及びその

生息地の保護に努めるものである。

5 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所

- (1) 鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）
- (2) 鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所農林普及課（熊毛郡屋久島町安房650番地）

6 縦覧期間

平成26年 7 月 15 日から同月 28 日まで（2 週間）

7 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

変更（区域の拡張）をしようとする区域の住民及び利害関係人は、6 に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課又は熊毛支庁屋久島事務所農林普及課

鹿児島県告示第775号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第 1 項の規定による特別保護地区の指定をしたいので、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（7において「指針案」という。）を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 特別保護地区の名称

国割岳鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

屋久島森林管理署管内国有林 2 林班い、い 1、い 2 及びい 3 小班、同 3 林班い、い 1、い 2、い 3、い 4、ハ及びニ小班、同 4 林班い、い 1、い 2、い 3、ろ、ろ 1、ろ 2、ろ 3、ろ 4、は 1、は 2、に及びに 1 小班並びに屋久島町所在民有林 1 林班ア準林班 14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26 及び 35 小班的区域

3 特別保護地区の存続期間

平成26年 11 月 1 日から平成36年 10 月 31 日まで（10 年間）

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、屋久島の西部に位置し、針葉樹のスギ、モミ、ツガ、常緑広葉樹のイスノキ、スダジイ、マテバシイ、イヌガシ、サカキ、タイミンタチバナ、落葉広葉樹のオナガカエデ、エゴノキ、ヒメシヤラなど、海岸に近い森林においてはガジュマル、アコウ、ウラジロエノキ、トベラ、ウバメガシ、シマイズセンリョウなど変化に富んだ林相となっており、ヤクシカ、ヤクシマザル、ヒヨドリ、カラスバト、ズアカアオバト、サンショウクイ、サンコウチョウ、キビタキ、ヒガラ、ヤマガラ、メジロ、カケスなど多様な鳥獣が生息している。このため、当該区域を鳥獣保護区特別保護地区として指定し、当該区域内に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

5 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所

- (1) 鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）
- (2) 鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所農林普及課（熊毛郡屋久島町安房650番地）

6 縦覧期間

平成26年 7 月 15 日から同月 28 日まで（2 週間）

7 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、6 に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課又は熊毛支庁屋久島事務所農林普及課

公 告

鳥獣保護区の変更（区域の拡張）及び鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定及び同法第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により，鳥獣保護区の変更（区域の拡張）及び鳥獣保護区特別保護地区の指定についての公聴会を次のとおり開催する。

平成26年7月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 日時

平成26年8月7日（木）午後2時から

2 場所

鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎別館2階第1会議室（熊毛郡屋久島町安房650番地）

3 案件

国割岳鳥獣保護区（区域 屋久島町の一部，期間 10年間）の変更（区域の拡張）及び国割岳鳥獣保護区特別保護地区（区域 屋久島町の一部，期間 10年間）の指定について